

平成29年 No.49

○東京学芸大学国際学生宿舎規程の一部を改正する規程

改正理由

入居期間を最短修業年限まで延長するため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年11月22日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学国際学生宿舎規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年11月24日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第33号

東京学芸大学国際学生宿舎規程の一部を改正する規程

東京学芸大学国際学生宿舎規程（平成9年規程第8号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学国際学生宿舎規程の一部改正について

改正理由：入居期間を最短修業年限まで延長するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (管理運営責任者等) 第4条 学生宿舎の管理運営責任者は、学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>学生を所掌する副学長</u>をもって充てる。 〔省略〕 (入居期間) 第8条 入居を許可する期間は、許可された日から最短修業年限終了の日までとする。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> 1 この規程は、平成29年11月24日から施行する。 2 この規程施行の際、現に入居している者又はこの規程施行日の前日までに入寮が決定している者については、本人の申し出により、最短修業年限終了の日まで入居することができるものとする。	〔省略〕 (管理運営責任者等) 第4条 学生宿舎の管理運営責任者は、学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>学長の指名する副学長</u>をもって充てる。 〔省略〕 (入居期間) 第8条 入居期間は、<u>2年以内</u>とする。<u>ただし、当該学生の最短修業年限満了の日を超えることはできない。</u> 2・3 〔省略〕 〔省略〕